

3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質への対応と風評被害対策について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い放出された放射性物質は広範囲に及んでおり、住民の安全安心を脅かすとともに、農林水産物の出荷制限や風評被害による観光客の大幅な減少など、地域の経済活動にも極めて大きな影響を与えてきた。

事故発生以来、1年以上が経過したが、未だこれらの課題の解決には至っておらず、更なる対策の強化を図る必要がある。

加えて、放射性物質の除染対策や放射性物質に汚染された廃棄物の保管・処理をはじめ新たな課題が発生しており、早急な対応が求められる。

については、原子力政策を推進してきた国の責任において、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

1 放射線量低減対策について

- (1) 放射線量低減対策特別緊急事業費補助金の適用に当たっては、全ての地域において「比較的線量の高い地域」と同等の取扱いとすること。
- (2) 汚染状況重点調査地域の指定の有無にかかわらず、市町村等が実施した除染の経費については、国及び東京電力株式会社の責任において万全の措置を講じること。
- (3) 道路、学校、公園等の除染に伴い生じた除去土壌については、処分に関する基準を早急に策定するとともに、高濃度の除去土壌については国が責任を持って処分すること。また、適切に保管管理できる中間貯蔵施設等を確保すること。
- (4) 河川や森林等における実効性の高い除染技術を確立すること。

2 放射性物質に汚染された下水汚泥焼却灰やごみ焼却灰等の廃棄物の処理等について

- (1) 国は、8,000ベクレル/kgを超える放射性物質が含まれる指定廃棄物の処分について、可及的速やかに実施すること。
- (2) 8,000ベクレル/kg以下の廃棄物についても、円滑な処理が図られるよう、処分先を斡旋するなど国の責任で最終処分場を確保すること。
- (3) 放射性物質に汚染された廃棄物の国の基準に基づく処理方法の安全性について、国民に丁寧かつ明確に説明し理解を得ること。
- (4) 下水汚泥焼却灰等の放射性物質濃度を低減する方策や、処分方法等について必要な調査・研究を推進すること。
- (5) 放射性物質に汚染された廃棄物の仮置き費用をはじめ、収集・運搬、保管、処分及びモニタリングに係る全ての経費について、東京電力株式会社及び国の責任において万全の賠償を行うこと。
- (6) 放射性物質により汚染された牧草や堆肥、原木等、農林水産業者が抱える廃棄物の処理が円滑に図られるよう早急に対策を行うこと。また、樹皮(バーク)の処分方法を明らかにするとともに、樹皮及び乾しいたけの処分経費、しいたけ原木の更新経費についても、東京電力株式会社及び国の責任において万全の賠償を行うこと。

3 東京湾・霞ヶ浦等における放射性物質のモニタリング体制の強化等について

- (1) 福島第一原子力発電所における循環注水冷却ラインからの漏水について、海洋へ流出することがないように、早急に改善措置をとらせること。また、保管している放射性汚染水につ

いて、絶対に海洋放出を行わないよう、東京電力株式会社に対して適切に指導・監督を行うこと。

- (2) 東京湾、九十九里沖などの沿岸海域、利根川などの主要河川、霞ヶ浦などの湖沼の水質及び底質について、放射性物質の継続的なモニタリングなど監視調査体制を強化すること。また、水環境及び海域における放射性物質の分布と長期的な挙動について広域的、継続的な調査を実施すること。モニタリングや調査の結果については、正確かつ分かりやすい形で情報提供し、放射性物質による人の健康や生活環境への影響に関する国民の懸念を早期に払拭すること。

4 健康影響調査について

- (1) 健康影響調査、特に子どもが低量の放射線を長期にわたり受けた場合の影響調査について、その必要性、対象者、実施内容などに関する基準を早急に示すこと。
- (2) 調査の実施に当たっては、都道府県・市町村との連携を図るとともに、継続して健康状態の観察を行い、その結果及び評価を国民に対して定期的に分かりやすく公表すること。また、調査に必要な費用は全て国が負担すること。

5 観光業及び農林水産業等に係る風評被害対策等について

- (1) 原発事故による風評被害の払拭に積極的に取り組むとともに、観光産業や農林水産業の風評被害払拭など早期回復へ向けた地方の取組に対し十分な財政支援を行うこと。
- (2) 国内外に向け観光地の安全性に関する情報発信を的確に行うとともに、観光客の減少が深刻な地域への観光促進キャンペーンや国際会議の誘致、高速道路の無料化等の誘客対策に強力に取り組むこと。
- (3) 食品中の放射性物質に関する新基準に関し、国民の理解促進

を図るとともに、安全性が確認された農林水産物について積極的にPRを行うこと。

- (4) 原子力発電所事故と因果関係が認められる風評被害について全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額の支払を行うなど、東京電力株式会社及び国の責任において万全の賠償を行うこと。特に、ホテル、旅館、土産物店、ゴルフ場、不動産業などにおける売上げ減少等については幅広く賠償の対象とすること。

また、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針について、観光業の風評被害地域を各種客観的データに基づき追加するとともに、いずれかの農林水産物が出荷制限指示や検査等のあった都道府県においては風評被害が生じた農林水産物を全て賠償の対象とするなど、早期に見直すこと。

- (5) JAや市町村等の放射性物質検査機器の導入等に対する支援を拡充すること。
- (6) 国産農林水産物や食品・工業製品等の輸入規制等を行っている諸外国に対し、政府間交渉により輸入再開を実現すること。また、輸出製品等の安全性に関する的確な情報を発信し、過剰な反応を抑制するよう強力に要請すること。
- (7) 食品等の輸出証明書の発行等、地方公共団体が実施した風評被害対策に要した経費について、確実に財政措置を講じるとともに、証明書発行事務やそれに伴う検体採取時の立ち会いなどの業務は、国が責任を持って行うこと。
- (8) 風評被害による採用辞退や退職により医師不足に陥っている地域の医療機関に対し、震災前の診療機能が回復できるよう引き続き医師派遣を行うとともに、緊急的な医師確保のために必要な財政支援措置を講じること。